

制定 平成 26 年 2 月 26 日 原管廃発第 1402261 号 原子力規制庁長官決定

廃棄物埋施設設確認に関する運用要領について次のように定める。

平成 26 年 2 月 26 日

原子力規制庁

廃棄物埋施設設確認に関する運用要領の制定について

原子力規制庁は、廃棄物埋施設設確認に関する運用要領を別添のとおり定める。

なお、規制等業務の当面の実施手順に関する方針（原規総発第 120919097 号（平成 24 年 9 月 19 日原子力規制委員会決定））2.（2）の規定に基づき旧原子力安全・保安院より継承されている「日本原燃株式会社濃縮・埋設事業所 1 号廃棄物埋施設等に係る廃棄物埋設に関する確認要領集（内規）」（平成 15・09・12 原院第 1 号（平成 15 年 9 月 19 日原子力安全・保安院制定））、「日本原燃株式会社濃縮・埋設事業所 2 号廃棄物埋施設等に係る廃棄物埋設に関する確認要領集（内規）」（平成 15・09・12 原院第 2 号（平成 15 年 9 月 19 日原子力安全・保安院制定））及び「日本原燃（株）六ヶ所濃縮・埋設事業所廃棄物埋施設における施設確認の区分と確認証の交付について」（平成 4 年 11 月 25 日科学技術庁放射性廃棄物規制室制定）は、以後用いない。

附 則

この規程は、平成 26 年 3 月 1 日より施行する。

(別添)

廃棄物埋設施設確認に関する運用要領

平成26年3月

原子力規制庁

目 次

1. 目的	1
2. 適用	1
3. 廃棄物埋施設設確認の実施	1
(1) 確認事項	1
(2) 申請書等の受理	1
①申請書及び確認期日届の受理時期	1
②申請書の記載内容	1
③申請に係る手数料納付	2
(3) 要領書の策定	2
(4) 確認の実施	2
①確認の体制	2
②確認の範囲及び方法	2
③確認実施中の要領書不備への対応	3
④埋施設設項目別確認実施書の作成	3
⑤確認報告書の提出等	3
(5) 廃棄物埋施設設確認の実績の管理	3
4. 廃棄物埋施設設確認の終了	4
(1) 確認証の交付	4
別添 1 廃棄物埋施設設確認に係る業務の流れ	5
別添 2 廃棄物埋施設設確認実施要領書（様式）	7
別添 3 廃棄物埋施設設の確認項目・内容	12
別添 4 検査において判明した不適合事象等の記載の考え方	22
別添 5 確認報告書	23
別添 6 廃棄物埋施設設確認実績管理表	24
別添 7 廃棄物埋施設設確認証（様式）	30

1. 目的

本規程は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号。以下「法」という。）第51条の6第1項の規定に基づく第二種廃棄物埋施設に係る原子力規制委員会による廃棄物埋施設及びこれに関する保安のための措置についての確認（以下「廃棄物埋施設確認」という。）に関する運用方法を規定するものである。

なお、廃棄物埋施設確認に関する運用方法については、確認実績の積み重ね等により適宜改善を図るものとし、本規程についても適宜内容の見直しを図るものとする。

2. 適用

本規程は、日本原燃株式会社濃縮・埋設事業所廃棄物埋施設に係る廃棄物埋施設確認の実施に適用する。

3. 廃棄物埋施設確認の実施

（1）確認事項

廃棄物埋施設確認は、法第51条の6第1項の規定に基づき、廃棄物埋施設及びこれに関する保安のための措置について行うものである。

具体的には、核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の第二種廃棄物埋設の事業に関する規則（昭和63年総理府令第1号。以下「規則」という。）第6条に規定する廃棄物埋施設等の技術上の基準に適合することについて確認する。

廃棄物埋施設確認に係る業務の流れは別添1のとおりとする。

（2）申請書等の受理

① 申請書及び確認期日届の受理時期

規則第4条第1項の申請書の受理後に行う規則第6条の3の確認実施要領書（以下「要領書」という。）の策定等の事務手続きを踏まえて、初回の確認予定日の2ヶ月前までには申請書又は当該申請書に基づき別途届け出ることとされている確認期日に係る届出書（以下「確認期日届」という。）が提出されることが望ましい。

② 申請書の記載内容

廃棄物埋設確認申請があった場合は、申請書の様式及び添付書類に不備がないことを確認する。

③ 申請に係る手数料納付

申請書を受理した場合は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令（昭和 32 年政令第 324 号）別表第 1（第 65 条関係）に規定する手数料に係る納入告知書の手続きを行い、発行された納入告知書は事業者到手交又は送付する。

（３）要領書の策定

申請書又は確認期日届を受理した場合は、別添 2 の「廃棄物埋施設設確認実施要領書（様式）」に従って、要領書を策定する。

その際に、確認対象設備及び確認場所に係る固有の情報が必要となる場合には、当該情報を事業者からの聴取又は文書等により入手することとし、当該情報を精査した上で要領書の策定に活用することとする。

また、策定した要領書については、確認に必要な書類等の告知のため、確認前までに事業者に写しを手交することとする。

（４）確認の実施

① 確認の体制

廃棄物埋施設設確認は、原則として、原子力規制庁の職員 2 名以上が確認員として行う。廃棄物埋施設設確認は保安の確保のため事業者側の立会いの下に実施する。

② 確認の範囲及び方法

廃棄物埋設地及びその附属施設に係る確認対象、確認項目及び確認時期については、以下の考え方に基づき、別添 3 の「廃棄物埋施設設の確認項目・内容」のとおりとする。各確認項目の中で、各群を通して一度確認すれば良い確認項目については、初回の確認に含める。

イ 定置前確認の範囲

廃棄体の定置に当たって確認が必要な項目

ロ 点検路施工前確認の範囲

点検路の施工に当たって確認が必要な項目

ハ 覆土施工前確認の範囲

覆土の施工に当たって確認が必要な項目

ニ 最終確認の範囲

廃棄物埋設地の覆土の完成（点検路の埋め戻しを含む。）までに確認が必要な項目

ホ 廃棄物埋設地の附属施設に係る確認の範囲

設備等の使用に当たって確認が必要な項目

③ 確認実施中の要領書不備への対応

確認実施中に要領書の不備が確認された場合は、以下の対応をとることとする。

- イ 埋設施設項目別確認実施書等の様式の修正等、確認方法及び確認結果に影響を及ぼさない事案については、確認現場において確認員が検討し、適切な対応をとるものとする。なお、修正対応結果については、埋設施設項目別確認実施書等に記載することにより記録を残しておくこととする。
- ロ 確認手順の修正等、確認方法及び確認結果に影響を及ぼす事案については、確認を一時中断し、安全規制管理官（廃棄物・貯蔵・輸送担当）付に連絡し、判断を仰ぐものとする。なお、確認を再開する場合には、修正対応結果については、埋設施設項目別確認実施書等に記載することにより記録を残しておくこととする。

④ 埋設施設項目別確認実施書の作成

要領書に従って、確認を実施する都度、埋設施設項目別確認実施書を作成する。なお、確認を複数回に分けて実施する場合には、確認を実施する都度、確認記録を作成し、全ての確認が終わった時点で、それまでの確認記録を取りまとめて埋設施設項目別確認実施書とする。

確認において判明した不適合事象については、別添 4 に示す考え方を踏まえ、埋設施設項目別確認実施書に記載する。

⑤ 確認報告書の提出等

廃棄物埋設施設確認を実施し、埋設施設項目別確認実施書を作成した場合には、別添 5 の様式に従って確認報告書を作成し、安全規制管理官（廃棄物・貯蔵・輸送担当）付に提出する。安全規制管理官（廃棄物・貯蔵・輸送担当）付においては、安全規制管理官（廃棄物・貯蔵・輸送担当）までの供覧を行い、関係文書（申請書、期日届、要領書、埋設施設項目別確認実施書等）を所定の場所に保管する。

（５）廃棄物埋設施設確認の実績の管理

廃棄物埋設確認申請から最終確認証交付までに、相当数の確認が実施されることから、廃棄物埋設確認の実績を管理するため、事業者により廃棄物埋設確認申請が行われたとき、確認期日届が提出されたとき、その

届出に基づき確認を実施したとき及び確認証を交付したときは、別添 6 の「廃棄物埋施設設確認実績管理表」にその期日等を記入する。

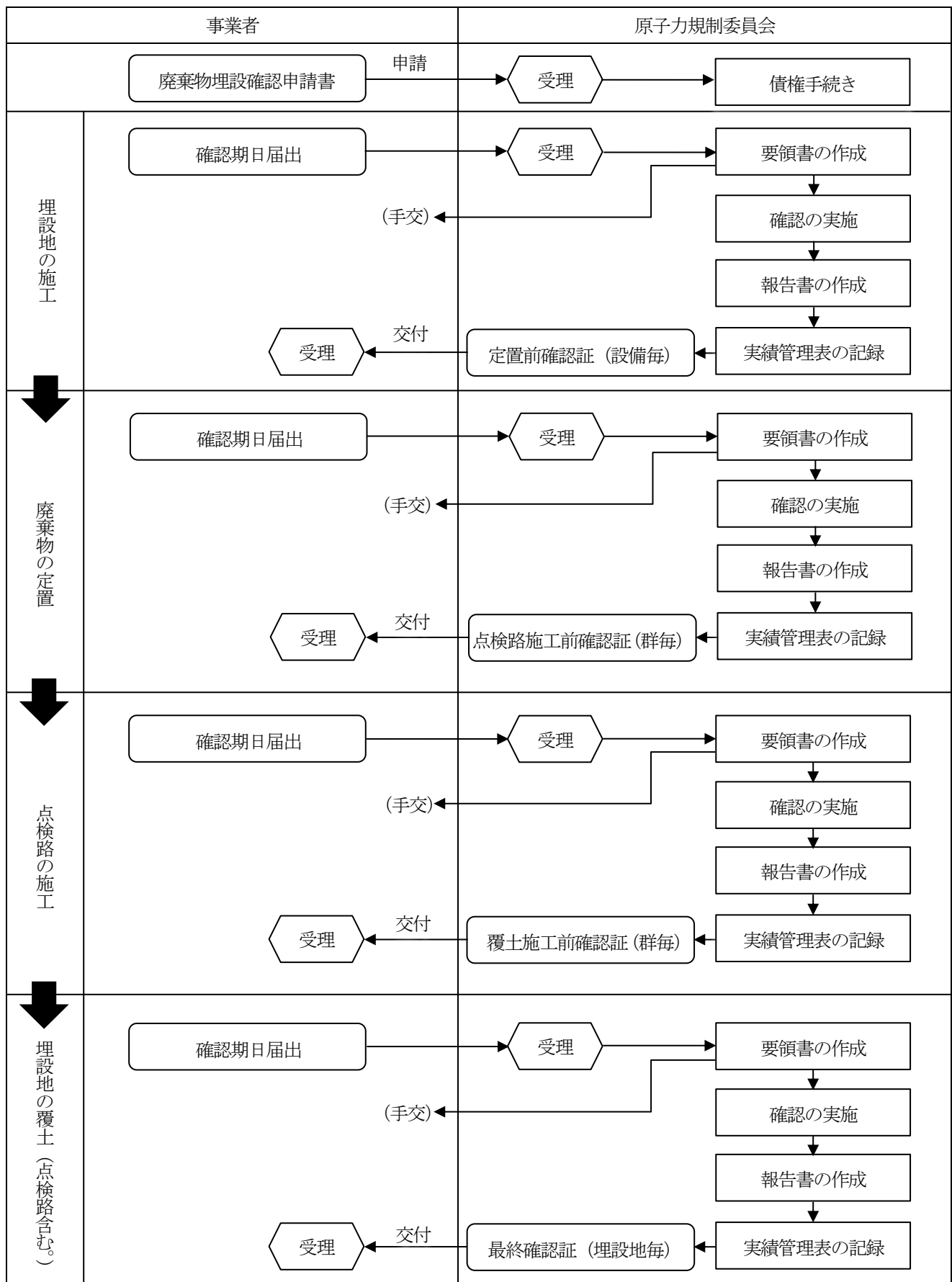
4. 廃棄物埋施設設確認の終了

(1) 確認証の交付

廃棄物埋施設設確認申請に基づき、3 (4) ②に示した確認の範囲ごとの廃棄物埋施設設確認が終了し、技術基準に適合することが認められた場合には、別添 7 の様式（様式 1・様式 2）により、廃棄物埋施設設確認証を作成し、事業者に交付する。なお、廃棄物埋設地に係る確認証の交付については、定置前確認証は設備ごとに、点検路施工前確認証及び覆土施工前確認証は群ごとに、最終確認証は埋設地ごとに交付する。

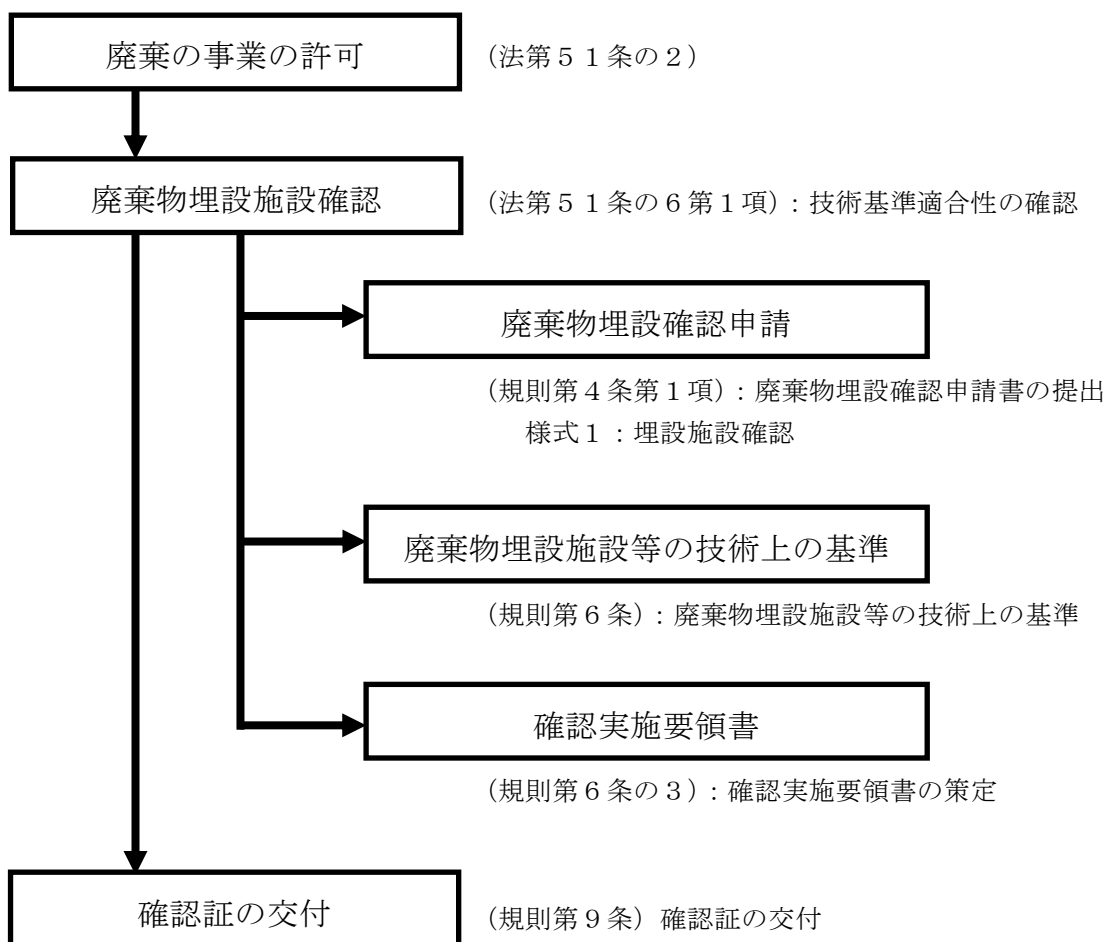
別添 1

廃棄物埋設施設確認に係る業務の流れ



別添 1 参考

廃棄物埋施設設確認に係る法体系



法 : 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律

規則 : 核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の第二種廃棄物埋設の事業に関する規則

別添 2

廃棄物埋施設設確認実施要領書（様式）

要 領 書 番 号 : R L ○ - I - ○ - ○

設 備 名 :

確 認 対 象 :

確 認 項 目 :

原子力規制庁

1. 廃棄物埋設施設確認の項目及び目的

2. 廃棄物埋設施設確認の対象

3. 廃棄物埋設施設の名称

4. 廃棄物埋設施設確認の場所

5. 廃棄物埋設施設の事業（変更）許可申請書に関する書類及び廃棄物埋設確認申請書の申請年月日、申請番号等

6. 確認対象設備

7. 廃棄物埋設施設確認期間中の留意事項

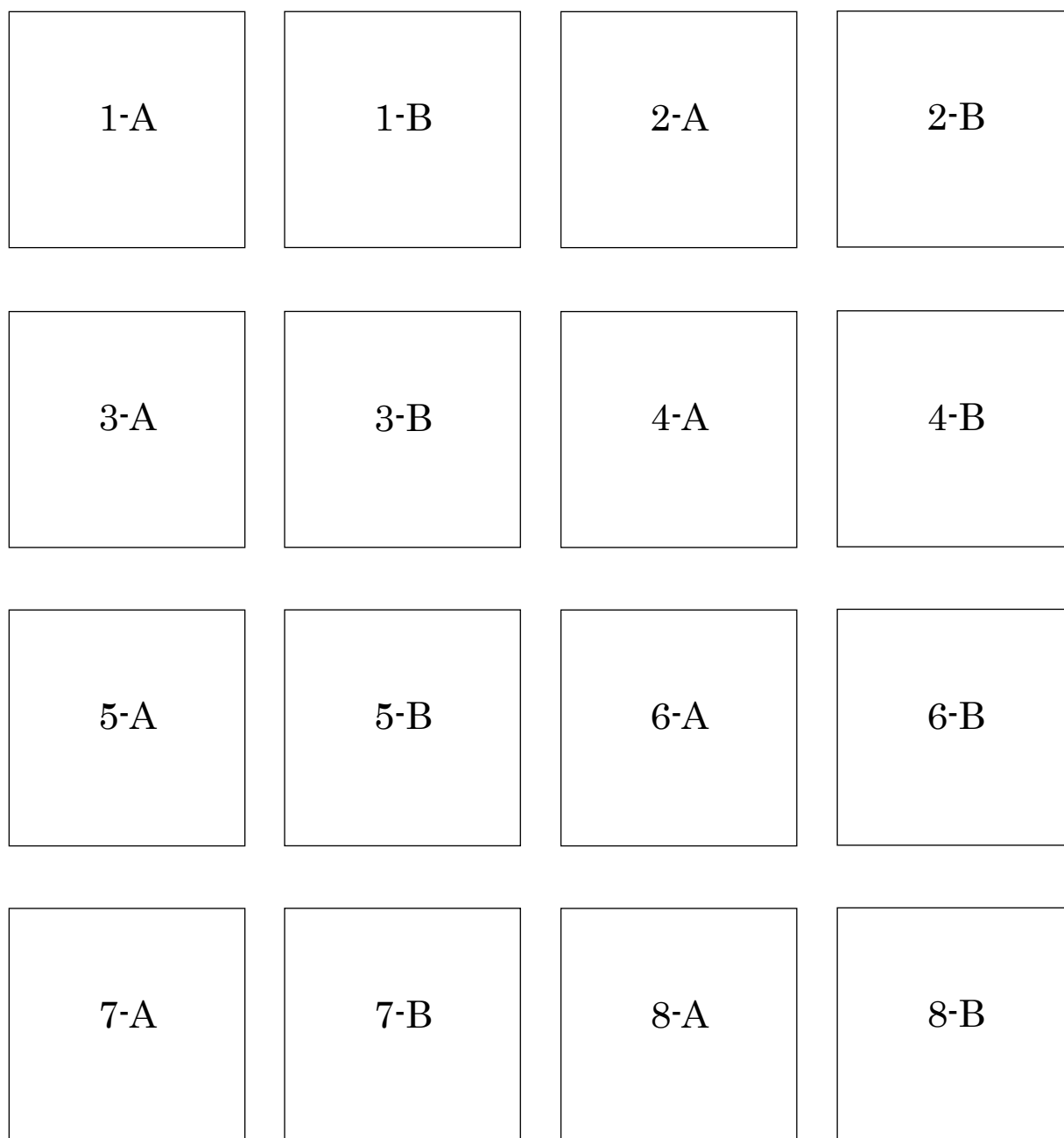
8. 廃棄物埋設施設確認の立会区分並びに要領書番号について

確認対象	確 認 項 目	立会区分	要領書番号
			R L ○ - I - ○ - ○

9. 確認前条件

10. 確認要領

確認内容	確認方法	判定基準
	確認対象範囲を図一〇に示す。	

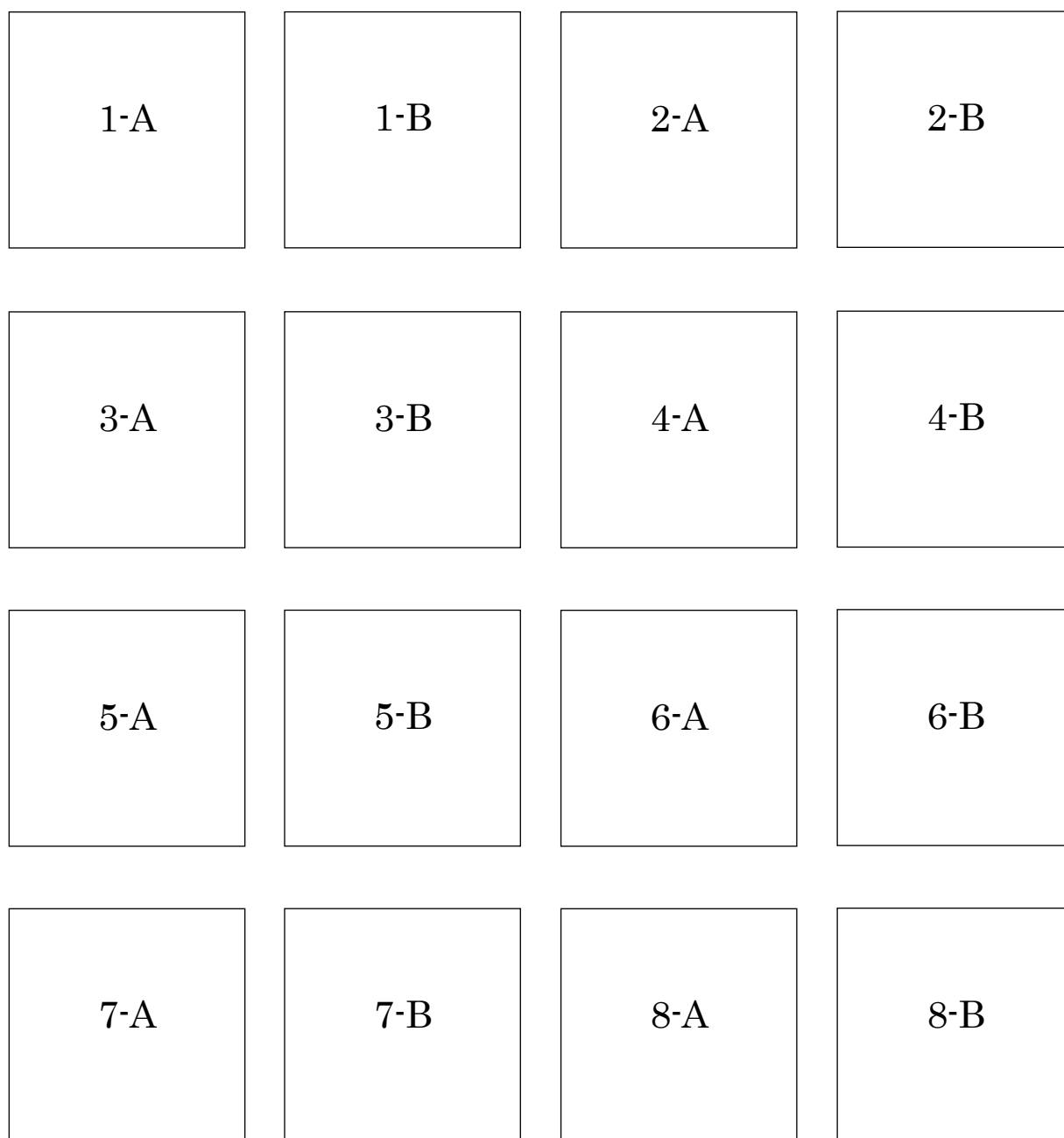


図一〇 確認対象範囲

埋設施設項目別確認実施書

RL〇-I-〇-〇 〇/〇

事業所名	日本原燃株式会社 濃縮・埋設事業所				
施設の名称	廃棄物埋設地				
確認申請	廃棄物埋設確認申請番号： 第 号（平成 年 月 日）				
設備名					
確認対象					
確認項目					
確認者					
立会者					
確認年月日	平成 年 月 日				
確認場所	〇〇株式会社 〇〇事業所				
確認内容		確認方法	確認対象範囲を図-〇に示す。 (確認対象埋設設備：〇〇)	判定基準	
結果					
事項記					



図一〇 確認対象範囲

別添 3

廃棄物埋設施設の確認項目・内容（廃棄物埋設地）

(1/7)

確認対象				確認項目（内容）	時期	確認単位	方法	確認 区分	確認証			
									定置前	点検路 施工前	覆土 施工前	最終
廃 棄 物 埋 設 施 設	廃 棄 物 埋 設 地	埋 設 備	(1)埋設された放射性廃棄物	埋設された放射性廃棄物に含まれる放射性物質の種類ごとの総放射エネルギー（注1）	全廃棄体定置終了後	申請単位一括	廃棄体確認データの積算（記録確認）	C				○
				①廃棄物埋設を行う放射性物質の濃度に極端な片寄りがなく、セメント以外で固化した廃棄体が集中しないこと（注2）	廃棄体定置終了後 または充填後	①1 埋設設備及び1 埋設設備群ごと	廃棄体確認データ 及び定置データの 確認（記録確認）	C		○		
				②廃棄物埋設を行う放射性物質の濃度に極端な片寄りが少ないこと（注2）								
		(3)基礎地盤	(2)埋設設備内に埋設するもの（廃棄体を除く）	爆発性の物質、他の物質を著しく腐食させる物質、その他の危険物の有無	廃棄体定置終了後	1 埋設設備ごと	記録確認	C	○			
			(3)基礎地盤	埋設設備は、十分な地耐力を有する地盤に設置され（①でいい）ること	掘削終了時	申請単位一括	設計計算書の記載 内容確認	C	○	※ （注3）		
						1 埋設設備群ごと	目視確認	A	○			
				埋設設備群は、鷹架層を掘り下げて設置され（①でいい）ること	掘削終了時	1 埋設設備群ごと	目視確認	A	○			
				①埋設設備群の設置位置が、北側で現造成面下約14m（標高約32m）であり、南に行くに従い順次深さを増し、最南端の埋設設備群で現造成面下約19m（標高約26m）であること ②埋設設備群の設置位置が、北側で現造成面下約16m（標高約36m）であり、南に行くに従い順次深さを増し、最南端の埋設設備群で現造成面下約21m（標高約31m）であること	掘削終了時	1 埋設設備群ごと	標高の測定	A	○			

①：1号埋設施設に関する確認項目、②：2号埋設施設に関する確認項目、○数字無し：1、2号埋設施設に関する共通確認項目

廃棄物埋設施設の確認項目・内容（廃棄物埋設地）

(2/7)

確認対象				確認項目（内容）		時期	確認単位	方法	確認 区分	確認証			
										定置前	点検路 施工前	覆土 施工前	最終
廃 棄 物 埋 設 施 設	廃 棄 物 埋 設 地	埋 設 備	(4)内部仕切設備を備えた外周仕切設備	自重、土圧、地震力等に対して構造耐力上安全であること		廃棄物埋設地に関する最初の確認時	申請単位一括	設計計算書の記載内容確認	C	○	※ (注4)		
				埋設時においては、外周仕切設備及び内部仕切設備を随時点検し、これらの設備の損壊又は放射性物質の漏えいのおそれがあると認められる場合には、これらの設備の損壊又は放射性物質の漏えいを防止するために必要な措置が講じられていること		廃棄体定置前	1 埋設設備ごと	目視確認	A		○		
				開口部の面積が 50m ² を超え、又は埋設容量が 250m ³ を超える廃棄物埋設地は、放射線障害防止のため原子力規制委員会の定める方法により施工された内部仕切設備により、一区画の面積がおおむね 50m ² を超えないように区画し、又は一区画の埋設容量がおおむね 250m ³ を超えないように区画されていること		内部仕切設備完成時	1 埋設設備ごと	寸法測定、記録確認	B1	○			
				構造（外形寸法）		外周仕切設備完成時	1 埋設設備ごと	寸法測定	A	○			
				施工方法	一軸圧縮強度が 24.6N/mm ² 以上 (250kgf/cm ² 以上)のコンクリートで造られること	初回コンクリート打設 91 日後	コンクリートの配合割合の設定ごと	一軸圧縮強度試験	A	○			
					①厚さが約 50 cm、内部仕切設備にあつては約 40 cmであること（底版約 60 cm） ②厚さが約 60 cm、内部仕切設備にあつては約 40 cmであること（底版約 80 cm）	外周仕切設備完成時及び内部仕切設備完成時	1 埋設設備ごと	寸法測定	A	○			

①：1号埋設施設に関する確認項目、②：2号埋設施設に関する確認項目、○数字無し：1、2号埋設施設に関する共通確認項目

廃棄物埋設施設の確認項目・内容（廃棄物埋設地）

(3/7)

確認対象				確認項目（内容）		時期	確認単位	方法	確認 区分	確認証			
										定置前	点検路 施工前	覆土 施工前	最終
廃 棄 物 埋 設 施 設	廃 棄 物 埋 設 地	埋 設 設 備	(5)埋設を行おうとする区画	①埋設設備は内部仕切設備により 16 に区画されていること ②埋設設備は内部仕切設備により 36 区画に区画されていること		内部仕切設備完成時	1 埋設設備ごと	目視確認	A	○			
				①一区画には廃棄体 64m ³ （2000ドラム缶 320 本相当）を収納できること ②一区画には廃棄体 72m ³ （2000ドラム缶 360 本相当）を収納できること		内部仕切設備完成時	1 埋設設備ごと	容量の算出、記録確認	A	○			
				埋設を行おうとする区画内の水が排除されていること		廃棄体定置前	1 埋設設備ごと	目視確認、記録確認	B1		○		
				埋設を行おうとする区画に雨水等が浸入することの防止措置が施されていること		廃棄体定置前	1 埋設設備群ごと	目視確認	A	○			
				(6)覆い		自重、土圧、地震力等に対して構造耐力上安全であること	廃棄物埋設地に関する最初の確認時	申請単位一括	設計計算書の記載内容確認	C	○	※ (注4) (注5)	
				施工方法	一軸圧縮強度が 24.6N/mm ² 以上 (250kgf/cm ² 以上)のコンクリートで造られること	初回コンクリート打設 91 日後	コンクリートの配合割合の設定ごと	一軸圧縮強度試験	A		○		
					厚さが約 50 cmであること	覆い施工完了後	1 埋設設備ごと	寸法測定	A		○		
			(7)埋設設備内充填材	埋設設備内は充填材が充填されていること		ポーラスコンクリート複合板設置前	1 埋設設備ごと	目視確認、記録確認	B2		○		
				外周仕切設備及び覆いと廃棄体との間のセメント系充填材は約 40 cmの厚さとなっていること		ポーラスコンクリート複合板設置前	1 埋設設備ごと	寸法測定、記録確認	B1		○		
						支持架台設置後	1 埋設設備ごと	寸法測定、記録確認	B1	○			

①：1号埋設施設に関する確認項目、②：2号埋設施設に関する確認項目、○数字無し：1、2号埋設施設に関する共通確認項目

廃棄物埋設施設の確認項目・内容（廃棄物埋設地）

(4/7)

確認対象				確認項目（内容）	時期	確認単位	方法	確認区分	確認証			
									定置前	点検路 施工前	覆土 施工前	最終
廃棄物埋設施設	廃棄物埋設地	埋設設備	(8)仮蓋	①約 50cm 厚コンクリート版相当、ただし寒冷時定置分は約 60 cm厚コンクリート版相当であること ②約 50cm 厚コンクリート版相当であること	仮蓋製作後	製作単位ごと	目視確認（材質）、寸法測定、記録確認（厚さ）	B1	○			
			(1)ベントナイト混合土	①透水係数(10^{-7} cm/s 程度とすること) ②透水係数(10^{-10} m/s 程度とすること)	覆土施工時	単年度施工分ごと（試料は 3 箇所で採取）	透水試験	A				○
		覆土	(1)ベントナイト混合土	①覆土の厚さを 2m 以上とすること ②覆土の厚さを埋設設備上面及び側面から 2m 以上とすること	覆土完了時 ②埋設設備側面の覆土完了後	1 埋設設備群ごと	厚さの算出 ②寸法測定（側面厚さ）	A				○
				①埋設設備側面がベントナイト混合土により覆土されていること	埋設設備側面の覆土完了時	1 埋設設備群ごと	目視確認	A				○
			(2)上部覆土	埋設地の周辺の土壌等に比して透水性の大きい土砂等で覆うこと(透水係数)	全覆土施工完了時	申請単位一括（試料は群ごとに 1 箇所で採取）	透水試験	A				○
				①覆土の厚さを 4m 以上とすること ②覆土の厚さを 9m 以上とすること	上部覆土完了時	1 埋設設備群ごと	厚さの算出	A				○
				地表面に植生を施していること	植生完了時	申請単位一括	目視確認	A				○
				地表水に対して排水性を考慮していること	排水施設完了時	申請単位一括	勾配測定	A				○
				①覆土の厚さは埋設設備上面から 6m 以上となっていること（ベントナイト混合土及び上部覆土） ②ベントナイト混合土及び上部覆土の厚さは埋設設備上面から 11m 以上となっていること	上部覆土完了時	1 埋設設備群ごと	厚さの算出	A				○

①：1号埋設施設に関する確認項目、②：2号埋設施設に関する確認項目、○数字無し：1、2号埋設施設に関する共通確認項目

廃棄物埋設施設の確認項目・内容（廃棄物埋設地）

(5/7)

確認対象				確認項目（内容）	時期	確認単位	方法	確認 区分	確認証			
									定置前	点検路 施工前	覆土 施工前	最終
廃 棄 物 埋 設 施 設	廃 棄 物 埋 設 地	排 水 ・ 監 視 設 備	(1) ポーラスコン クリート層	埋設設備の外周仕切設備及び覆いとセメント系充 填材との間には集水機能を有するポーラスコンク リート層を設けていること	ポーラスコンクリ ート複合板設置前 (底版)	申請単位一括	透水試験結果記録 確認	C	○			
						1 埋設設備ごと(底 版)	勾配測定(底版 部)、目視確認	A	○			
					ポーラスコンクリ ート複合板設置後 (底版・側壁部)	1 埋設設備ごと(底 版・側壁部)	目視確認、記録確 認、勾配測定(上 部)	B1	○			
					覆い施工前(上部)	覆い施工単位ごと (上部)	目視確認	A		○		
				厚さが約 10cm であること	上部ポーラスコン クリート複合板設 置時	1 埋設設備ごと	目視確認、寸法測 定、記録確認	B1	○	※ (注 6)		
			(2) 排水管	ポーラスコンクリート層に接続して排水管が設け られていること	排水管設置後	1 埋設設備ごと	目視確認	A	○			
				排水管からの排水を集水するための 20ℓ 以上の容量 を有する容器と漏えい拡大防止のためその容量以 上を有する受け皿が設けられていること	排水管設置後かつ 定置前(注 7)	1 埋設設備ごと	目視確認、容量測 定	A	○	※ (注 7)		
			(3) 点検路	埋設設備周囲には排水管からの排水状況を監視・点 検するための点検路が設けられていること	点検路完成後	1 埋設設備群ごと	目視確認	A			○	

① 1号埋設施設に関する確認項目、②：2号埋設施設に関する確認項目、○数字無し：1、2号埋設施設に関する共通確認項目

廃棄物埋設施設の確認項目・内容（廃棄物埋設地の附属施設）

(6/7)

確認対象				確認項目（内容）	時期	確認単位	方法	確認 区分	確認証
廃 棄 物 埋 設 施 設	廃 棄 物 埋 設 地 の 附 属 施 設	低 レ ベ ル 廃 棄 物 管 理 建 屋	(1) 建屋	構造（構造形式は設計図どおり、構造耐力は構造図どおりであること）	施工時	部位ごと	設計計算書の記載 内容確認、目視確 認、寸法確認、コ ンクリート圧縮強 度確認	B1	○
					完成時	建屋	目視確認	B1	○
			(2) 遮蔽壁、床	構造（遮蔽厚さは構造図どおりであること）	施工時	部位ごと	設計計算書の記載 内容確認、記録確 認（乾燥比重）、寸 法測定（遮蔽厚さ）	B1	○
			(3) 換気空調設備	構造（非管理区域系と管理区域系とに区分し給排気 できるようになっていること）	換気空調設備完成 時	換気空調設備一式	目視確認	B1	○
		放 射 性 廃 棄 物 の 受 入 れ 施 設	(1) 廃棄体取扱い 設備	①設置されていること（一時貯蔵天井クレーン、コン ベア、廃棄体取り出し装置、払い出し天井クレー ン、埋設クレーン） ②設置されていること（2号埋設クレーン）	廃棄体取扱い設備 完成時	廃棄体取扱い設備 一式	目視確認	A	○
				停電時においても機械的な構造により廃棄体の落 下を防止できること クレーンは廃棄体取扱いの安全性に係る各種イン ターロックが設けられていること ①埋設クレーンにおいては廃棄体が 7m以上の高さ とならないようインターロックが設けられている こと ②埋設クレーンにおいては廃棄体が 8m以上の高さ とならないようインターロックが設けられている こと	廃棄体取扱い設備 完成時	廃棄体取扱い設備 一式	目視確認、作動試 験、寸法測定（高 さ）	A	○

確認対象を更新する都度、確認証を交付

廃棄物埋設施設の確認項目・内容（廃棄物埋設地の附属施設）

(7/7)

確認対象				確認項目（内容）	時期	確認単位	方法	確認区分	確認証
廃棄物埋設施設	廃棄物埋設地の附属施設	放射性廃棄物の受入れ施設	(2)廃棄体検査設備	設置されていること	廃棄体検査設備完成時	廃棄体検査設備一式	目視確認	A	○
			(3)廃棄体一時貯蔵室	構造（貯蔵面積、廃棄体一時貯蔵能力は約 640 m ³ （2000 ドラム缶 3、200 本相当）であること）	廃棄体一時貯蔵室完成時	廃棄体一時貯蔵室一式	寸法測定	A	○
		放射線管理施設		設置されていること（エリアモニタ、排気用モニタ）	放射線管理施設完成時	放射線管理施設一式	目視確認、作動試験	A	○
		その他の附属施設	(1)液体廃棄物処理設備	設置されていること（収集タンク、ろ過装置、サンプルタンク）	液体廃棄物処理設備完成時	液体廃棄物処理設備一式	目視確認	A	○
				配管等は漏えいし難い構造となっていること			目視確認、漏えい試験	A	○
				液体廃棄物処理設備を設置する区画等に堰を設ける等漏えいを防止対策が講じられていること			設計計算書の記載内容確認、寸法測定	B1	○
			(2)固体廃棄物処理設備	設置されていること（使用済樹脂受タンク、固化装置（インドラムミキサ等））	固体廃棄物処理設備完成時	固体廃棄物処理設備一式	目視確認	A	○
				配管等は漏えいし難い構造となっていること			目視確認、漏えい試験	A	○
				保管廃棄施設の最大保管能力は 2000 ドラム缶 80 本であること			寸法測定	A	○

確認対象を更新する都度、確認証を交付

※確認区分欄の記号

- A : 確認対象の全てを立会により確認する。
- B 1 : 確認対象の一部を立会により確認し、立会以外のものは記録により確認する。
- B 2 : 確認対象の一部を立会により確認し、立会以外のものは記録により確認する。
ただし、確認の全てを記録による確認とすることができる。
- C : 確認対象の全てを記録により確認する。

(注1) 廃棄物埋設事業(変更)許可申請書に記載されている廃棄物埋設施設の運用に係る事項のうち、保安規定により管理されている以下の事項については、最終確認証交付前に保安規定に基づく記録等により確認することとする。

項 目	確認単位
○2号埋設設備に埋設した廃棄体のセメント系充填材の充填量が、全ての埋設設備に廃棄体を定置した時に、平均的に0.1m ³ /本以上であること	2号埋設地全体

(注2) 廃棄物埋設事業(変更)許可申請書に記載されている廃棄物埋設施設の運用に係る事項のうち、保安規定により管理されている以下の事項については、点検路施工前確認証交付前に保安規定に基づく記録等により確認することとする。

項 目	確認単位
○1号埋設設備の北面及び上面には表面線量当量率 2mSv/h を超える廃棄体を定置しないこと	群ごと
○2号埋設設備の上面には表面線量当量率 2mSv/h を超える廃棄体を定置しないこと	
○2号埋設設備に埋設した廃棄体のセメント系充填材の充填量が、全ての埋設設備に廃棄体を定置した時に、平均的に0.1m ³ /本以上であること	群ごと

(注3) 1号廃棄物埋設地の基礎地盤に関する「埋設設備は、十分な地耐力を有する地盤に設置されていること」に係る確認については、平成4年11月27日付け4安第272号をもって「第1群定置前確認証」として確認証を交付した。その後、2号廃棄物埋設地の基礎地盤に関する当該確認に当たっては、2号廃棄物埋設地の基本設計時(変更申請時)における覆土厚さの設計が、覆土を1号及び2号で一体とする方針とすること及び1号の覆土上面の標高が当初計画より高くすることとしていることから、当

該確認項目に係る埋設施設確認を平成11年4月22日に実施し、当該確認に係る確認証の交付は、当該確認の実施後初めて確認証が交付された「第1群点検路施工前確認証」に含めることとする。

(注4) 平成21年6月24日に1号廃棄物埋設地6群C埋設設備m区画で廃棄体4本が浮き上がっていることを確認し、そのうち、1本の廃棄体を取り出し作業中(同年9月26日)に廃棄体を損傷させる事象が発生した(損傷廃棄体は同年12月22日取り出し)。また、取り出していない廃棄体3体については、安全な取り出し方法について検討を進めたが、廃棄体の取り出しは技術的に極めて困難であり、廃棄体損傷等のリスクを伴うため、取り出しをしないこととし、その施工に伴う廃棄物埋設確認申請(一部補正)があった。そのうち、内部仕切設備を備えた外周仕切設備及び覆いに関する「自重、土圧、地震力等に対して構造耐力上安全であること」の確認については、通常、「定置前確認証」に含まれるが、1号廃棄物埋設地6群C埋設設備においては、定置開始後の確認となることから、「点検路施工前確認証」にも含めることとする。

(注5) 覆いに関する「自重、土圧、地震力等に対して構造耐力上安全であること」の確認は、設計計算書の記載内容を確認することとしており、当該確認は、廃棄物埋設地の最初の確認項目である基礎地盤に関する「埋設設備は、十分な地耐力を有する地盤に設置され(てい)ること」の確認において実施することとしている。1号廃棄物埋設地に係る当該確認については、最初の覆いの施工時期にあわせることとしていたため「点検路施工前確認証」に含めるが、2号廃棄物埋設施設に係る当該確認については、定置前確認で実施していることから、「定置前確認証」に含めることとする。

(注6) ポーラスコンクリート層に関する「厚さが約10cmであること」の確認については、当初は埋設設備の施工にあわせ、分割して実施していたが、ポーラスコンクリート複合板は、いずれの場所に設置されるものでも基本的には同じ製造過程により製作されるものであり、各部を区分してそれぞれ確認を実施する必要はないとの考えにより、現在の記録確認は全数一括にて実施することとしている。

したがって、1号廃棄物埋設地第1群から第6群に係るポーラスコンクリート複合板の「底版部、側壁部」に係る確認については、「定置前確認証」として確認証を交付しているが、1号廃棄物埋設地第1群から第6群の「上部」並びに第7群、第8群及び2号廃棄物埋設地の「底版部、側壁部、上部」に係る確認については、「点検路施工前確認証」に含めることとする。

(注7) 排水監視設備(2) 排水管の「排水管からの排水を集水するための20ℓ以上の容量を有する容器と漏えい拡大防止のためその容量以上を有する受け皿が設けられてい

ること」の確認については、覆いの施工完了後に実施し、「点検路施工前確認証」として確認証を交付していた。しかし、「閉じ込め」機能の健全性確認の観点からは、上記確認項目は、定置前に技術上の基準に適合していることを確認することが適切との判断から、確認の実施時期を定置前に変更することとする。（事業者は、従前より社内規定に基づき、当該項目が技術上の基準に適合することを定置前に確認している。）

なお、従前は「定置前確認証」の交付は「群ごと」に行っていたが、この変更に伴い、当該確認項目を定置前の最終確認項目とし、定置前確認証の交付は「設備ごと」に行うこととする。

別添 4

確認において判明した不適合事象等の記載の考え方

技術基準適合性に影響を与え得る不適合事象が確認された場合、埋施設設項目別確認実施書の所要の欄（以下「所要の欄」という。）に記載することとし、影響を与えない要領書の誤記、細かな事業者の運用方法については記載しないこととする。

技術基準適合性に影響を与え得る不適合事象としては、確認員による記録が技術的に問題なもの（直接的に影響を与え得る事項）と品質管理等が問題なもの（間接的に影響を与え得る事項）が考えられる。

また、保安上の不適合事象については、速やかに現地の原子力規制事務所の原子力保安検査官に連絡して対応を引き継ぐものとし、事実関係の概要と原子力保安検査官への引き継ぎ状況を所要の欄に記載することとする。同様に、品質管理上の不適合事象についても、必要に応じ、保安規定の遵守状況の検査等において原因分析及び是正処置等の妥当性確認を行うこととし、不適合事象の事実関係等を簡潔に所要の欄に記載することとする。

別添 5

年 月 日

確 認 報 告 書

原子力規制委員会 殿

環境技官 ○○ ○○

環境技官 ○○ ○○

私達は命により、日本原燃株式会社から申請のあった濃縮・埋設事業所○号
廃棄物埋設施設に係る廃棄物埋設に関する確認に対し、[年号]○年○月○日か
ら○月○日に確認を行いましたので、その結果を報告します。

廃棄物埋設確認実績管理表

1 号廃棄物埋設地第 群

平成 年 月 日現在
(1/2)

	確認対象	確認項目（内容）		要領書番号	確認単位	埋設地	群	A	B	C	D	E	備考
1. 埋設設備	埋設された放射性物質	埋設された放射性廃棄物に含まれる放射性物質の種類ごとの総放射線量			申請								
		廃棄物埋設を行う放射性物質の濃度に極端な片寄りがなく、セメント以外で固型化した廃棄体が集中しないこと			設備及び群								
	埋設設備内に埋設するもの（廃棄体を除く）	爆発性の物質、他の物質を著しく腐食させる物質、その他の危険物の有無			設備								
	基礎地盤	埋設設備は、十分な地耐力を有する地盤に設置されていること 埋設設備群は、腐架層を掘り下げて設置されていること	設計計算書の確認		申請								
			目視による確認		群								
		埋設設備群の設置位置が、北側で現造成面下約14m（標高約32m）であり、南に行くに従い順次深さを増し、最南端の埋設設備群で現造成面下約19m（標高約26m）であること			群								
	内部仕切設備を備えた外周仕切設備	自重、土圧、地震力等に対して構造耐力上安全であること			申請								
		埋設時においては、外周仕切設備及び内部仕切設備を随時点検し、これらの設備の損壊又は放射性物質の漏えいのおそれがあると認められる場合には、これらの設備の損壊又は放射性物質の漏えいを防止するために必要な措置が講じられていること			設備								
		開口部の面積が50㎡を超え、又は埋設容量が250㎡を超える廃棄物埋設地は、放射線障害防止のため原子力規制委員会の定める方法により施工された内部仕切設備により、一区画の面積がおおむね50㎡を超えないように区画し、又は一区画の埋設容量がおおむね250㎡を超えないように区画されていること			設備								
		構造（外形寸法）											
		施工方法（一軸圧縮強度が24.6N/mm ² 以上(250kgf/cm ² 以上)のコンクリートで造られていること）			配合割合の設定								
		施工方法(厚さが約50cm、内部仕切設備にあっては約40cmであること（底版約60cm）)			設備								
	埋設を行おうとする区画	埋設設備は内部仕切設備により16に区画されていること			設備								
		一区画には廃棄体64㎡(200ℓドラム缶320本相当)を収納できること											
		埋設を行おうとする区画内の水が排除されていること			設備								
		埋設を行おうとする区画に雨水等が浸入することの防止措置が施されていること			群								
	覆い	自重、土圧、地震力等に対して構造耐力上安全であること			申請								
		施工方法（一軸圧縮強度が24.6N/mm ² 以上(250kgf/cm ² 以上)のコンクリートで造られていること）			配合割合の設定								
		施工方法(厚さが約50cmであること)			設備								
	埋設設備内充填材	埋設設備内は充填材が充填されていること 外周仕切設備及び覆いと廃棄体との間のセメント系充填材は約40cmの厚さとなっていること	厚さ(底版部、側壁部)		設備								
			厚さ(上部) 充填材の流動性 充填されていること										
	仮蓋	約50cm厚コンクリート版相当、ただし寒冷時定置分は約60cm厚コンクリート版相当であること			製作								

廃棄物埋設確認実績管理表

1号廃棄物埋設地第 群

(2/2)

	確認対象	確認項目（内容）		要領書番号	確認単位	埋設地	群	A	B	C	D	E	備考
2. 覆土	ベントナイト混合土	透水係数(10 ⁻⁷ m/s程度とすること)			年度施工								
		覆土の厚さを2m以上とすること			群								
		埋設設備側面にベントナイト混合土により覆土されていること			群								
	上部覆土	埋設地の周辺の土壌に比して透水性の大きくない土砂等で覆うこと(透水係数)			申請								
		覆土の厚さを4m以上とすること			群								
		地表面に植生を施していること			申請一括								
		地表水に対して排水性を考慮していること											
		覆土の厚さは埋設設備上面から6m以上となっていること(ベントナイト混合土及び上部覆土)			群								
3. 排水・監視設備	ポーラスコンクリート層	埋設設備の外周仕切設備及び覆いとセメント系充填材との間には集水機能を有するポーラスコンクリート層を設けていること	透水試験結果 勾配測定(底版部)		申請 設備(底版)								
			勾配測定(上部) 設置状況(底版部、側壁部)		設備								
			設置状況(上部)		設備								
		厚さが約10cmであること			設備								
	排水管	ポーラスコンクリート層に接続して排水管が設けられていること			設備								
		排水管からの排水を集水するための200以上の容量を有する容器と漏えい拡大防止のためその容量以上を有する受け皿が設けられていること			設備								
	点検路	埋設設備周囲には排水管からの排水状況を監視・点検するための点検路が設けられていること			群								

廃棄物埋設確認申請 : 平成2年11月16日 環発第18号

記載様式

環発第10号
 (H10.10.10)
 安(廃埋)第10号
 (H10.10.10)
 H10.10.10

←日本原燃(株)発出文書番号
 ←発出年月日
 ←原子力規制委員会(原子力安全・保安院、科技庁)側受番
 ←受番年月日
 ←確認実施年月日

廃棄物埋設施設確認実績管理表

2号廃棄物埋設地第 群

平成 年 月 日現在
(1/2)

	確認対象	確認項目（内容）		要領書番号	確認単位	埋設地	群	A	B	備考
1. 埋設設備	埋設された放射性物質	埋設された放射性廃棄物に含まれる放射性物質の種類ごとの総放射能量			申請					
		廃棄物埋設を行う放射性物質の濃度に極端な片寄りがないこと			設備及び2群					
	埋設設備内に埋設するもの（廃棄体を除く）	爆発性の物質、他の物質を著しく腐食させる物質、その他の危険物の有無			設備					
	基礎地盤	埋設設備は、十分な地耐力を有する地盤に設置されること 埋設設備群は、鷹架層を掘り下げて設置されること	設計計算書の確認		申請					
			目視による確認		群					
		埋設設備群の設置位置が、北側で現造成面下約16m（標高約36m）であり、南に行くに従い順次深さを増し、最南端の埋設設備群で現造成面下約21m（標高約31m）であること			群					
	内部仕切設備を備えた外周仕切設備	自重、土圧、地震力等に対して構造耐力上安全であること			申請					
		埋設時においては、外周仕切設備及び内部仕切設備を随時点検し、これらの設備の損壊又は放射性物質の漏えいのおそれがあると認められる場合には、これらの設備の損壊又は放射性物質の漏えいを防止するために必要な措置が講じられていること			設備					
		開口部の面積が50㎡を超え、又は埋設容量が250㎡を超える廃棄物埋設地は、放射線障害防止のため原子力規制委員会の定める方法により施工された内部仕切設備により、一区画の面積がおおむね50㎡を超えないように区画し、又は一区画の埋設容量がおおむね250㎡を超えないように区画されていること			設備					
		構造（外形寸法）								
		施工方法（一軸圧縮強度が24.6N/mm ² 以上（250kgf/cm ² 以上）のコンクリートで造られていること）			配合割合の設定					
		施工方法（厚さが約60cm、内部仕切設備にあつては約40cmであること（底版約80cm））			設備					
	埋設を行おうとする区画	埋設設備は内部仕切設備により36区画に区画されていること			設備					
		一区画には廃棄体72m ³ （2000ドラム缶360本相当）を収納できること			設備					
		埋設を行おうとする区画内の水が排除されていること			設備					
		埋設を行おうとする区画に雨水等が浸入することの防止措置が施されていること			群					
	覆い	自重、土圧、地震力等に対して構造耐力上安全であること			申請					
		施工方法（一軸圧縮強度が24.6N/mm ² 以上（250kgf/cm ² 以上）のコンクリートで造られていること）			配合割合の設定					
		施工方法（厚さが約50cmであること）			設備					
	埋設設備内充填材	埋設設備内は充填材が充填されていること 外周仕切設備及び覆いと廃棄体との間のセメント系充填材は約40cmの厚さとなっていること	厚さ（底版部、側壁部）		設備					
			厚さ（上部） 充填材の流動性 充填されていること							
	仮蓋	約50cm厚コンクリート版相当であること			製作					

廃棄物埋設施設確認実績管理表

2号廃棄物埋設地第 群

(2/2)

	確認対象	確認項目（内容）		要領書番号	確認単位	埋設地	群	A	B	備考
2. 覆土	ベントナイト混合土	透水係数(10 ⁻¹⁰ m/s程度とすること)			年度施工					
		覆土の厚さを埋設設備上面及び側面から2m以上とすること			群					
	上部覆土	埋設地の周辺の土壌等に比して透水性の大きくない土砂等で覆うこと(透水係数)			申請					
		覆土の厚さを9m以上とすること			群					
		地表面に植生を施していること			申請一括					
		地表面に対して排水性を考慮していること								
		ベントナイト混合土及び上部覆土の厚さは埋設設備上面から11m以上となっていること			群					
3. 排水・監視設備	ポーラスコンクリート層	埋設設備の外周仕切設備及び覆いとセメント系充填材との間には集水機能を有するポーラスコンクリート層を設けていること	透水試験結果 勾配測定(底版部)		申請 設備(底版)					
			勾配測定(上部) 設置状況(底版部、側壁部)		設備					
			設置状況(上部)		施工単位					
			厚さが約10cmであること		設備					
	排水管	ポーラスコンクリート層に接続して排水管が設けられていること			設備					
		排水管からの排水を集水するための200以上の容量を有する容器と漏えい拡大防止のためその容量以上を有する受け皿が設けられていること			設備					
	点検路	埋設設備周囲には排水管からの排水状況を監視・点検するための点検路が設けられていること			群					

廃棄物埋設確認申請 : 平成10年10月9日 環発第43号

記載様式

環発第10号 (H10.10.10)	←日本原燃(株)発出文書番号
安(廃規)第10号 (H10.10.10)	←発出年月日
H10.10.10	←原子力規制委員会(原子力安全・保安院、科技庁)側受番
	←受番年月日
	←確認実施年月日

廃棄物埋設施設確認実績管理表

廃棄物埋設地の附属施設

平成 年 月 日現在

確認対象		確 認 項 目 （ 内 容 ）		申請日	受理番号	要領書番号	確認日	備 考
低レベル廃棄物管理建屋	建屋	構造（構造形式は設計図どおり、構造耐力は構造図どおりであること）						
	遮蔽壁、床	構造（遮蔽厚さは構造図どおりであること）						
	換気空調設備	構造（非管理区域系と管理区域系とに区分し給排気できるようになっていること）						
放射性廃棄物の受入れ施設	廃棄体取扱い設備	1号廃棄物埋設施設	設置されていること（一時貯蔵天井クレーン、コンベア、廃棄体取り出し装置、払い出し天井クレーン、埋設クレーン）					
			停電時においても機械的な構造により廃棄体の落下を防止できること クレーンは廃棄体取扱いの安全性に係る各種インターロックが設けられていること 埋設クレーンにおいては廃棄体が7 m以上の高さとならないようインターロックが設けられていること					
		2号廃棄物埋設施設	設置されていること（2号埋設クレーン）					
			停電時においても機械的な構造により廃棄体の落下を防止できること クレーンは廃棄体取扱いの安全性に係る各種インターロックが設けられていること 埋設クレーンにおいては廃棄体が8 m以上の高さとならないようインターロックが設けられていること					
	廃棄体検査設備	設置されていること						
	廃棄体一時貯蔵室	構造（貯蔵面積、廃棄体一時貯蔵能力は約640m ³ （2000ドラム缶約3,200本相当）であること）						
放射線管理施設		設置されていること（エリアモニタ、排気用モニタ）						
その他の附属施設	液体廃棄物処理設備	設置されていること（収集タンク、ろ過装置、サンプルタンク）						
		配管等は漏えいし難い構造となっていること						
		液体廃棄物処理設備を設置する区画等に堰を設ける等漏えい防止対策が講じられていること						
	固体廃棄物処理設備	設置されていること（使用済樹脂受タンク、固化装置（インドラムミキサ等））						
		配管等は漏えいし難い構造となっていること						
		保管廃棄施設の最大保管廃棄能力は2000ドラム缶80本であること						

廃棄物埋設確認申請があった場合は、必要に応じて欄を追加すること。

廃棄物埋設施設確認実績管理表（確認証）

平成 年 月 日現在

確認対象	群	定置前確認証	点検路施工前確認証	覆土前確認証	最終確認証
1号廃棄物埋設地	1群				
	2群				
	3群				
	4群				
	5群				
	6群				
	7群				
	8群				

確認対象	群	定置前確認証	点検路施工前確認証	覆土前確認証	最終確認証
2号廃棄物埋設地	1群				
	2群				
	3群				
	4群				
	5群				
	6群				
	7群				
	8群				

確認対象	確認項目	確認証
廃棄物埋設地の附属施設	1号廃棄物埋設施設	
	1号埋設クレーン（新規設置吊具）	
	2号埋設クレーン（設置）	
	2号埋設クレーン（新規設置吊具）	
	放射線管理施設（排気用モニタ）	

別添 7（様式 1）

廃棄物埋施設設確認証
(○号廃棄物埋設地 ○○○○○)

番 号
年 月 日

事業者 宛て

原子力規制委員会

平成 年 月 日付け 発第 号（別記を持って確認期日についての届出）
をもって確認の申請のあった廃棄物埋施設のうち下記について、核原料物質、核燃料物
質及び原子炉の規制に関する法律（昭和 32 年法律第 166 号）第 51 条の 6 第 1 項の規
定に定める技術上の基準に適合していることを確認したので、確認証を交付します。

記

事業者の名称及び住所 並びに代表者の氏名	
事業所の名称及び所在 地	
確認をした廃棄物埋設 施設等	○号廃棄物埋設地 ○○○○○
事項	別紙のとおり

別紙（「1号廃棄物埋設地 第 群定置前」の場合）

事項		確認項目（内容）	
1. 埋 設 設 備	(3) 基礎地盤	埋設設備は、十分な地耐力を有する地盤に設置されていること	
		埋設設備群は、鷹架層を掘り下げて設置されていること	
		埋設設備群の設置位置が、北側で現造成面下約 14m（標高約 32m）であり、南に行くに従い順次深さを増し、最南端の埋設設備群で現造成面下約 19m（標高約 26m）であること	
	(4) 内部仕切設備を備えた外周仕切り設備	自重、土圧、地震力等に対して構造耐力上安全であること	
		開口部の面積が 50m ² を超え、又は埋設容量が 250m ³ を超える廃棄物埋設地は、放射線障害防止のため原子力規制委員会の定める方法により施工された内部仕切設備により、一区画の面積がおおむね 50m ² を超えないように区画し、又は一区画の埋設容量がおおむね 250m ³ を超えないように区画されていること	
		構造（外形寸法）	
		施工方法	一軸圧縮強度が 24.6N/mm ² 以上（250kgf/cm ² 以上）のコンクリートで造られること
			厚さが約 50 cm、内部仕切設備にあつては約 40 cmであること（底版約 60 cm）
	(5) 埋設を行おうとする区画	埋設設備は内部仕切設備により 16 に区画されていること	
		一区画には廃棄体 64 m ³ （2000 ドラム缶 320 本相当）を収納できること	
		埋設を行おうとする区画に雨水等が浸入することの防止措置が施されていること	
3. 排 水 ・ 監 視 設 備	(7) 埋設設備内充填材	埋設設備内は充填材が充填されていること	
		外周仕切設備及び覆いと廃棄体との間のセメント系充填材は約 40 cmの厚さとなっていること（上部を除く）	
	(8) 仮蓋	約 50 cm厚コンクリート版相当、ただし寒冷時定置分は約 60 cm厚コンクリート版相当であること	
	(1) ポーラスコンクリート層	埋設設備の外周仕切設備及び覆いとセメント系充填材の間には集水機能を有するポーラスコンクリート層を設けていること（上部設置状況を除く）	
		厚さが約 10 cmであること	
	(2) 排水管	ポーラスコンクリート層に接続して排水管が設けられていること	
		排水管からの排水を集水するための 200 以上の容量を有する容器と漏えい拡大防止のためその容量以上を有する受け皿が設けられていること	

別紙（「1号廃棄物埋設地 第 群点検路施工前」の場合）

事項		確認項目（内容）	
1. 埋 設 設 備	(1) 埋設された放射性物質	廃棄物埋設を行う放射性物質の濃度に極端な片寄りがなく、セメント以外で固型化した廃棄体が集中しないこと	
	(2) 埋設設備内に埋設するもの（廃棄体を除く）	爆発性の物質、他の物質を著しく腐食させる物質、その他の危険物の有無	
	(4) 内部仕切設備を備えた外周仕切設備	自重、土圧、地震力等に対して構造耐力上安全であること（注1）	
		埋設時においては、外周仕切設備及び内部仕切設備を随時点検し、これらの設備の損壊又は放射性物質の漏えいのおそれがあると認められる場合には、これらの設備の損壊又は放射性物質の漏えいを防止するために必要な措置が講じられていること	
	(5) 埋設を行おうとする区画	埋設を行おうとする区画内の水が排除されていること	
	(6) 覆い	施工方法	自重、土圧、地震力等に対して構造耐力上安全であること
			一軸圧縮強度が 24.6N/mm ² 以上（250kgf/cm ² 以上）のコンクリートで造られること 厚さが約 50 cmであること
	(7) 埋設設備内充填材	埋設設備内は充填材が充填されていること 外周仕切設備及び覆いと廃棄体との間のセメント系充填材は約 40 cmの厚さとなっていること（上部のみ）	
3. 排 水 ・ 監 視 設 備	(1) ポーラスコンクリート層	埋設設備の外周仕切設備及び覆いとセメント系充填材の間には集水機能を有するポーラスコンクリート層を設けていること（上部設置状況のみ）	
		厚さが約 10 cmであること（上部のみ）（注2）	

（注1）第6群C埋設設備について、廃棄体浮き上がり事象に伴い定置開始後に確認したことから、第C群については、点検路施工前確認証の範囲に含める。

（注2）第7群及び第8群については、底版部、側壁部及び上部の全てが点検路施工前確認証の範囲であるため、（上部のみ）の記載は削除

別紙（「1 号廃棄物埋設地 第 群覆土施工前」の場合）

事項		確認項目（内容）
3. 排 水 ・ 監 視 設 備	(3)点検路	埋設設備周囲には排水管からの排水状況を監視・点検するための点検路が設けられていること

別紙（「1号廃棄物埋設地 最終」の場合）

事項		確認項目（内容）
1. 埋 設 設 備	(1) 埋設された放射性物質	埋設された放射性廃棄物に含まれる放射性物質の種類ごとの総放射エネルギー
2. 覆 土	(1) ベントナイト混合土	透水係数（ 10^{-7} cm/s 程度とすること）
		覆土の厚さを 2m 以上とすること
		埋設設備側面がベントナイト混合土により覆土されていること
	(2) 上部覆土	埋設地の周辺の土壌に比して透水性の大きくない土砂等で覆うこと（透水係数）
		覆土の厚さを 4m 以上とすること
		地表面に植生を施していること
		地表面に対して排水性を考慮していること
		覆土の厚さは埋設設備上面から 6 m 以上となっていること（ベントナイト混合土及び上部覆土）

別紙（「2号廃棄物埋設地 第 群定置前」の場合）

事項		確認項目（内容）	
1. 埋設設備	(3) 基礎地盤	埋設設備は、十分な地耐力を有する地盤に設置されること	
		埋設設備群は、鷹架層を掘り下げて設置されること	
		埋設設備群の設置位置が、北側で現造成面下約 16m（標高約 36m）であり、南に行くに従い順次深さを増し最南端の埋設設備群で現造成面下約 21m（標高約 31m）であること	
	(4) 内部仕切設備を備えた外周仕切設備	自重、土圧、地震力等に対して構造耐力上安全であること	
		開口部の面積が 50 m ² を超え、又は埋設容量が 250 m ³ を超える廃棄物埋設地は、放射線障害防止のため原子力規制委員会が定める方法により施工された内部仕切設備により、一区画の面積がおおむね 50 m ² を超えないように区画し、又は一区画の埋設容量がおおむね 250 m ³ を超えないように区画されていること	
		構造（外形寸法）	
		施工方法	一軸圧縮強度が 24.6N/mm ² 以上（250kgf/cm ² 以上）のコンクリートで造られること
			厚さが約 60 cm、内部仕切設備にあつては約 40 cm であること（底版約 80 cm）
	(5) 埋設を行おうとする区画	埋設設備は内部仕切設備により 36 区画に区画されていること	
		一区画には廃棄体 72 m ³ （200ℓドラム缶 360 本相当）を収納できること	
		埋設を行おうとする区画に雨水等が浸入することの防止措置が施されていること	
3. 排水・監視設備	(6) 覆い	自重、土圧、地震力等に対して構造耐力上安全であること	
	(7) 埋設設備内充填材	外周仕切設備及び覆いと廃棄体との間のセメント系充填材は約 40 cmの厚さとなっていること（上部を除く）	
	(8) 仮蓋	約 50 cm厚コンクリート版相当であること	
	(1) ポーラスコンクリート層	埋設設備の外周仕切設備及び覆いとセメント系充填材との間には集水機能を有するポーラスコンクリート層を設けていること（上部設置状況を除く）	
	(2) 排水管	ポーラスコンクリート層に接続して排水管が設けられていること	
		排水管からの排水を集水するための 20ℓ 以上の容量を有する容器と漏えい拡大防止のためその容量以上を有する受け皿が設けられていること	

別紙（「2号廃棄物埋設地 第 群点検路施工前」の場合）

事項		確認項目（内容）	
1. 埋 設 設 備	(1) 埋設された放射性物質	廃棄物埋設を行う放射性物質の濃度に極端な片寄りがないこと	
	(2) 埋設設備内に埋設するもの（廃棄体を除く）	爆発性の物質、他の物質を著しく腐食させる物質、その他の危険物の有無	
	(4) 内部仕切設備を備えた外周仕切設備	埋設時においては、外周仕切設備及び内部仕切設備を随時点検し、これらの設備の損壊又は放射性物質の漏えいのおそれがあると認められる場合には、これらの設備の損壊又は放射性物質の漏えいを防止するために必要な措置が講じられていること	
	(5) 埋設を行おうとする区画	埋設を行おうとする区画内の水が排除されていること	
	(6) 覆い	施工方法	一軸圧縮強度が 24.6N/mm^2 以上（ 250kgf/cm^2 以上）のコンクリートで造られること
			厚さが約 50 cm であること
	(7) 埋設設備内充填材	埋設設備内は充填材が充填されていること 外周仕切設備及び覆いと廃棄体との間のセメント系充填材は約 40 cm の厚さとなっていること（上部のみ）	
3. 排 水 ・ 監 視 設 備	(1) ポーラスコンクリート層	埋設設備の外周仕切設備及び覆いとセメント系充填材との間には集水機能を有するポーラスコンクリート層を設けていること（上部設置状況のみ）	
		厚さが約 10 cm であること	

別紙（「2号廃棄物埋設地 第 群覆土施工前」の場合）

事項		確認項目（内容）
3. 排 水 ・ 監 視 設 備	(3)点検路	埋設設備周囲には排水管からの排水状況を監視・点検するための点検路が設けられていること

別紙（「2号廃棄物埋設地 最終」の場合）

事項		確認項目（内容）
1. 埋 設 設 備	(1) 埋設された放射性物質	埋設された放射性廃棄物に含まれる放射性物質の種類ごとの総放射エネルギー
2. 覆 土	(1) ベントナイト混合土	透水係数（ 10^{-10} cm/s 程度とすること）
		覆土の厚さを埋設設備上面及び側面から 2m以上とすること
	(2) 上部覆土	埋設地の周辺の土壌等に比して透水性の大きくない土砂等で覆うこと（透水係数）
		覆土の厚さを 9m以上とすること
		地表面に植生を施していること
		地表面に対して排水性を考慮していること
		ベントナイト混合土及び上部覆土の厚さは埋設設備上面から 11m以上となっていること

別 記

廃棄物埋設確認申請書に係る確認期日についての届出一覧

確認対象：○号廃棄物埋設地 ○○○○○

平成 年 月 日付け 番号

平成 年 月 日付け 番号

別添 7（様式 2）

廃棄物埋設施設確認証
(廃棄物埋設地の附属施設)

番 号
年 月 日

事業者 宛て

原子力規制委員会

平成 年 月 日付け 発第 号をもって確認の申請のあった廃棄物埋設施設のうち下記について、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和 32 年法律第 166 号）第 51 条の 6 第 1 項の規定に定める技術上の基準に適合していることを確認したので、確認証を交付します。

記

事業者の名称及び住所並びに代表者の氏名	
事業所の名称及び所在地	
確認をした廃棄物埋設施設等	
事項	